

### 3. 新センター建設の基本方針

#### (1) 基本的な考え方

安全で安心できる食を提供する考え方として、関係法令等を遵守しつつ、最新の学校給食衛生管理基準に適合することにより食の安全性を確保していかなければいけません。一方で、学校給食の運営については、今後の財政状況も踏まえた効率的な運営が必要となることから、本市の新センター建設についての基本方針を以下のように設定します。

##### ①安全で安心な給食の安定供給

ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入します。

HACCP（危害分析重要管理点方式）の概念を取り入れ、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルなどにに基づき衛生的かつ安全な施設とします。

##### ②おいしい給食の提供

メニューの多様化など、おいしい給食を提供するために多彩な献立に対応できる調理設備が整った施設とします。また、児童生徒へ適時適温の給食を提供するため、保冷・保温機能に優れた食缶等を導入します。

##### ③食物アレルギー対応食調理室の設置

食物アレルギー等の対応は、保護者・学校との連携という従来の対応を基本としつつ、現センターでは設置していないアレルギー対応調理室を新たに設置し、食物アレルギー対応の向上を図り、安全性の高い給食の提供に努めます。

##### ④食育の推進

調理過程を見学できる見学通路や、子どもの食に関わる教育・学習、保護者への様々な教育研修等、食文化に対する興味・関心を高めるための機能・スペースを確保する施設とし、食育活動を推進します。

##### ⑤効率的な運営

新センターの整備にあたっては、以上の機能を重視しながらも、経済性・効率性に配慮した施設とし、作業領域は動線をワンウェイとし、食材搬入から給食搬出までのスムーズな物流を確保するものとします。

##### ⑥環境負荷低減・エネルギー使用量削減

地球環境に配慮した施設として、省エネルギー設備の導入を図るとともに、臭気・防音対策など環境負荷の低減に取り組み、周辺及び近隣者へ配慮した施設とします。

また、施設の建設から維持管理・修繕、施設運用全般にわたり、環境負荷・エネルギー使用量の低減に努め、コスト削減を図ります。

## ⑦災害時の役割

災害時には、避難者等に対して食料を提供できるよう炊き出し設備を有した施設とします。

## (2) 提供食数

### ①現在の提供食数

表 15 給食提供対象校児童生徒数等（令和2年4月3日現在）

		児童生徒数	教職員等数	合計	クラス数等
小学校	半田	418	24	442	15
	さくら	309	36	345	12
	岩滑	418	33	451	15
	雁宿	420	30	450	16
	乙川	548	38	586	20
	横川	580	49	629	22
	乙川東	512	42	554	17
	亀崎	616	42	658	21
	有脇	157	14	171	7
	成岩	600	48	648	20
	宮地	733	48	781	24
	板山	294	26	320	13
	花園	732	50	782	25
	第1センター	0	23	23	1
小計	6,337	503	6,840	228	
中学校	半田	771	49	820	24
	乙川	791	67	858	25
	亀崎	447	32	479	15
	成岩	667	45	712	20
	青山	536	38	574	18
	第2センター	0	32	32	2
	小計	3,212	263	3,475	104
合計	9,549	766	10,315	332	

※第1及び第2センター分の食数には、職員及び委託業者の食数を含む。

### ②将来の提供食数の推計

本市の小中学校における児童生徒等数は、令和2年度当初で10,315人となっており、今後も児童生徒数は徐々に減少することが予想されており、将来における児童生徒数の増加はあまり見込めない状況です。また、現在、本市の公立幼稚園の中では、亀崎幼稚園のみ自園調理場を有し、給食を提供しています。しかし、他の幼稚園では、調理設備もなく、昼食は弁当を基本として対応しています。そのため、亀崎幼稚園以外の園でも給食の提供が望まれています。こうした状況を踏まえ、本計画では公立幼稚園への給食の提供も考慮し、策定します。

新センターの調理能力については、今後の児童生徒数見込の推移を勘案しつつ、小中学校教職員、新センターの職員及び調理委託業者等の人数を加算し、更に公立幼稚園対応分（約600食）も加味し、施設規模を最大12,000食/日とします。

表 16 小学校 学年別児童数・学級数推移見込み

児童数							
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
半田小学校	418	410	402	380	385	390	411
さくら小学校	311	289	298	265	270	253	248
岩滑小学校	418	422	429	426	427	409	402
雁宿小学校	420	436	438	454	446	427	433
乙川小学校	548	567	576	572	572	582	573
横川小学校	580	559	577	563	563	572	580
乙川東小学校	514	513	509	513	477	469	463
亀崎小学校	617	558	519	486	485	460	434
有脇小学校	157	152	159	142	138	127	118
成岩小学校	600	564	554	534	522	502	487
宮池小学校	734	733	734	715	719	689	711
板山小学校	299	299	306	301	300	305	290
花園小学校	732	689	703	699	660	655	653
合計	6,348	6,191	6,204	6,050	5,964	5,840	5,803

学級数							
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
半田小学校	15	15	16	15	15	14	15
さくら小学校	16	16	17	13	13	13	13
岩滑小学校	16	16	16	15	16	15	15
雁宿小学校	17	17	17	17	17	16	17
乙川小学校	22	21	22	22	22	23	23
横川小学校	25	25	23	23	23	23	23
乙川東小学校	21	21	22	22	20	20	20
亀崎小学校	23	22	20	19	19	17	16
有脇小学校	8	8	8	8	8	8	8
成岩小学校	27	27	26	24	23	23	23
宮池小学校	25	25	25	24	25	23	23
板山小学校	13	13	13	13	13	14	14
花園小学校	29	27	27	27	24	26	27
合計	257	253	252	242	238	235	237

※1：児童数当等については、令和2年5月1日現在に基づき作成

※2：各欄には、特別支援学級を含む。

表 17 中学校 学年別生徒数・学級数推移見込み

生徒数							
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
半田中学校	773	782	758	812	773	808	755
乙川中学校	794	816	805	817	845	862	825
亀崎中学校	450	426	420	428	388	379	346
成岩中学校	666	676	674	701	682	686	633
青山中学校	539	542	530	523	527	525	508
合計	3,222	3,242	3,187	3,281	3,215	3,260	3,067

学級数							
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
半田中学校	25	25	24	27	25	27	25
乙川中学校	28	29	28	29	30	30	30
亀崎中学校	15	15	14	14	14	13	12
成岩中学校	22	24	24	24	24	25	23
青山中学校	19	18	18	18	18	14	17
合計	109	111	108	112	111	109	106

※1：児童数当等については、令和2年5月1日現在に基づき作成

※2：各欄には、特別支援学級を含む。

### (3) 配送方法と配送計画

#### ①配送方法

対象となる学校の児童生徒数及びクラス数を将来の見通しを含めて勘案し、配送方法等を計画します。コンテナへの積載方法は混載とし、コンテナ積載における諸条件（食器種別・食器点数・コンテナ消毒保管方法、洗浄機の形式）についても考慮します。また、コンテナは、小中学校の配膳室の状況や配送の効率性、食缶等の積み下ろし作業性を考慮し、幅 1,400mm、奥行き 800mm、高さ 1,550mm 程度の統一サイズとします。

#### ②配送計画

学校給食衛生管理基準では「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後 2 時間以内に給食できるよう努めること」、「検食は、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の 30 分前までに行うこと」とされています。そのため、調理終了後、90 分程度で配送先に到着する必要があることを考慮して、配送計画を作成します。

図 4 小中学校と新センターの位置関係

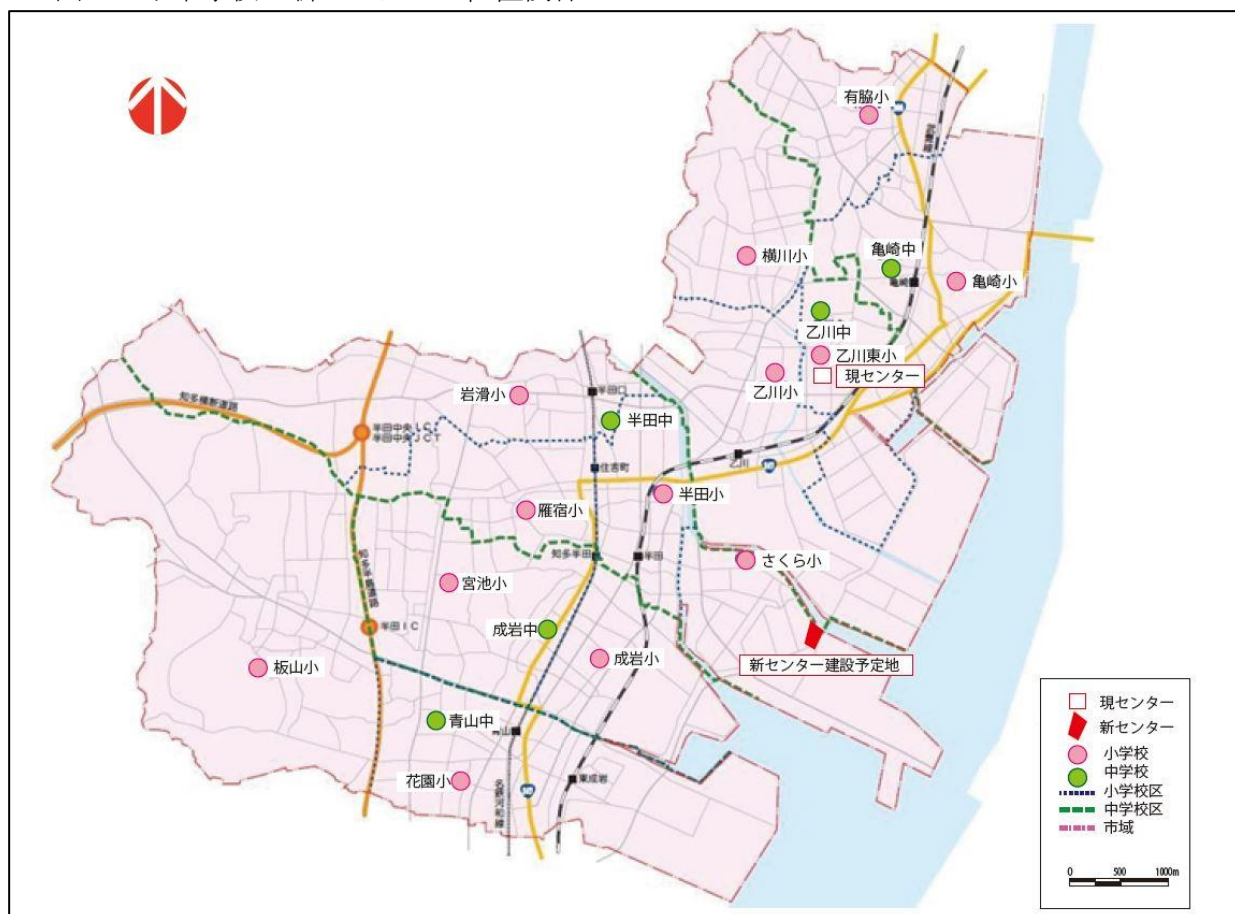


表 18 新センター配送計画

学校名	新センターからの		必要コンテナ数
	距離 (km)	時間 (分)	
半田小学校	2.7	6	3
さくら小学校	1.6	4	3
岩滑小学校	5.0	14	3
雁宿小学校	3.9	11	4
乙川小学校	3.6	7	4
横川小学校	5.1	12	5
乙川東小学校	3.8	9	3
亀崎小学校	5.0	12	4
有脇小学校	6.8	16	2
成岩小学校	3.1	9	4
宮池小学校	4.8	14	6
板山小学校	8.0	20	3
花園小学校	5.0	17	6
半田中学校	4.2	11	6
乙川中学校	4.9	12	5
亀崎中学校	5.1	13	3
成岩中学校	3.8	13	4
青山中学校	5.3	16	4

新センターから各配送対象校までの移動時間や積み下ろし時間、配送食数、学校施設の状況を踏まえ、配送計画の作成にあたっては、次のA～Cの条件に留意します。

A：学校施設の状況から2tトラック（ロング）での配送を想定し、最大積載コンテナ数は6コンテナとする。

B：積み下ろし時間を各校5分とする。

C：学校給食衛生管理基準を踏まえ、配送時間の上限を45分と設定する。

### ③配膳室について

本事業の配送対象校である小中学校においては、既存の配膳室での対応が可能な内容とします。

## (4) 広域化の検討

### ①広域連携の仕組み

地方自治法に基づく広域連携には、特別地方公共団体を設置しない方法と設置する方法に大別され、下表の7つの方式があります。

表 19 広域連携手法の一覧

共同処理制度		制度の概要
特別地方公共団体を設立しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
特別地方公共団体を設立する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

※出典：総務省「共同処理制度の概要」

## ②広域連携の検討

本市では、新センター建設の広域化の検討を以前から行っておりましたが、近隣の市町で広域化した場合、学校給食の基準である調理から2時間以内に喫食することが一部の地域で困難であること、また、食数が多くなればなるほど食中毒等の事故等があった際の対応や学校給食が提供できない場合の影響が大きいことなどから広域化を断念した経緯があります。本計画の策定にあたり、改めて広域連携を行った場合の主なメリットとデメリットを以下の表にまとめました。

表 20 広域連携のメリット・デメリット等

<b>■メリット</b>
●建設コスト、施設維持管理費、事務職員・調理員などの人件費の負担が減る。
<b>■デメリット</b>
●食中毒などの事故対応が難しく、影響する範囲も広がる。
●広域を構成する市町の全小中学校分の食材が必要となり、同一の食材を確保することが難しくなる。
●食物アレルギー対応が、増加することにより一つの施設で対応するのが困難になる。
<b>□参考</b>
●愛知県には10,000食を超えるセンターが多いが、全国的にみると少数である。
●全国的に15,000食を超えるセンターは、喫食時間の制約や食中毒などの事故発生時の影響が大きいことから稀で、住宅密集地域であるケースが多い。
●10,000食を超えるような食数の多い自治体では、複数の学校給食センターを運営している場合が多い。
●厨房機器は食数に合わせて増加するため、設備やそれに係る維持管理費は必ずしも安くない場合がある。